

技術担当専任者募集要項

公益社団法人滋賀県サッカー協会が技術担当専任者の募集を行うにあたり、技術担当専任者の採用要件等を定める。

1. 条件

- (1) 年 齢 40歳～60歳 (当初に契約する時の年齢)
- (2) 有資格 JFA公認 S級指導者 又は A級指導者
- (3) 指導歴 ①滋賀県内において、3種年代・4種年代のトレセン指導歴があること
②滋賀県内において、指導者養成インストラクターの経験があること
(D級・C級・B級指導者の養成)
- (4) その他 ①滋賀県協会のユースダイレクターを兼務すること
②地域と選手への愛情と情熱があること
③JFA及び滋賀県FAの双方から推薦を受けられること
④人を統率するマネジメント能力があること
⑤基本的な事務能力があること

2. 業務内容

- (1) 本協会の技術委員長への提案・サポート
- (2) 本協会のトレセンコーチ、インストラクターへの指導およびトレセン活動での選手指導
- (3) 本協会が実施する指導者養成講習会および指導者研修会でのインストラクター
- (4) 本協会の登録指導者からの相談窓口、登録チームの巡回
- (5) 「リスペクト推進活動」「暴力根絶活動」をはじめとした各種啓発活動の推進
- (6) 学校部活動支援(合同チーム指導、教員向け研修等)
- (7) JFA 技術委員会、JFA トレセンコーチ、JFA 技術部との窓口

3. 履行義務

- (1) 上記2. に規定する業務
- (2) 本協会および日本サッカーの強化全般にわたる諸施策の実施
- (3) JFA が指定する会議、研修会およびシミュレーション等への参加
- (4) 本協会が指定する委員会等のメンバーとしての参加
- (5) 指導者の増加・育成のための施策の立案・実施
- (6) 将来有望な選手(タレント)の発掘
- (7) 本協会の指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置を受けること
- (8) その他、本協会が必要と認めた事項

4. 勤務場所

特に定めない。

5. 契約期間

- (1) 契約期間：2022年4月1日～2023年3月31日(12ヶ月)
- (2) 契約更新：本契約の更新については、契約満了日の3ヶ月前までに県協会及び技術担当専任者が協議のうえ、両者が合意した場合に限り更新されるものとする。

6. 報酬

- (1) 基本報酬：本業務の業務委託料として支払う。
 - ① 業務委託料：年間 5,000,000円
 - ② 支払日：契約時に決定
 - ③ 支払口座：技術担当専任者が指定する銀行口座
- (2) 出張旅費：基本報酬に含む
(滋賀県YD事業は、YD経費を充てる)

7. 業務遂行の方法

- (1) 活動月の前月の20日までに、活動予定書を本協会の専務理事に提出し、会長の承認を得るものとする。
- (2) 活動月の翌月の10日までに、活動報告書を本協会の専務理事に提出し、会長の承認を得るものとする。

8. その他

- (1) 副業については、本協会の技術担当専任者の業務に支障をきたさない範囲において認める。
- (2) 副業を希望する場合は、事前に本協会専務理事と協議し、承認を得ること。
- (3) 滋賀県に登録しているチームの指導者には従事できない。
- (4) 技術担当責任者の業務委託条件の詳細は、県協会との業務委託契約書にて定める。

9. 募集および選考

(1) 募集方法

- ・県協会HPにおいて公募する。但し、県協会役員（理事）の推薦が必要。

(2) 募集期間

- ・2021年10月25日(月)～11月26日(金)

(3) 応募方法

- ・以下の書類を県協会事務局に郵送またはメールで提出する。
 - ① 応募用紙（県協会作成の様式）
 - ② 履歴書（任意、市販のもの）
 - ③ 実施計画（県協会作成の様式）

(4) 選考方法

- ・選考試験・・・書類審査、面接
- ・選考委員・・・県協会役員
- ・試験日及び会場・・・応募書類受領後、個々に連絡する。

(5) 応募先

- ・滋賀県サッカー協会 事務局
住所：滋賀県守山市服部町2439番地
Mail：shigafa@oregano.ocn.ne.jp
TEL：077-585-0982